

# 平成25年度

# 「資産等報告書」に関する意見書

## 築上町政治倫理審査会

### 1、資産等報告書の提出状況

区分	対象者数	報告者数
提出義務者に関するもの	19人	19人
提出義務者の配偶者に関するもの	17人	17人
提出義務者の被扶養者及び同居の親族に関するもの	10人	10人
合計	46人	46人

(2)審査会が審査した報告書の内訳は、次のとおりです。

(1)築上町政治倫理条例(平成18年築上町条例第7号、以下「条例」という。)第4条第1項の規定により、資産等報告書(以下「報告書」という。)の提出を義務付けられている町長、副町長、教育長(以下「町長等」という。)の3人及び町議会議員(以下「議員」という。)16人の計19人は、1月1日現在の内容を記載した報告書を町長等にあつては町長に、議員にあつては議長に提出し、さらに議長は町長に提出しました。  
築上町政治倫理審査会(以下「審査会」という。)は、これを町長から6月14日付で提出され、内容についての審査を求められました。

### 2、審査の経過

開催日	内容
第1回 7月4日(木)	審査方法の基本方針について
第2回 8月6日(火)	提出義務者別の報告書の審査 提出義務者への照会項目の検討
第3回 8月20日(火)	照会項目に対する回答についての審査 提出義務者別の報告書の審査 提出義務者への照会項目の検討
第4回 9月4日(水)	照会項目に対する回答についての審査 意見書作成について検討

(3)提出義務者等のまとめの一覧表  
7月4日から9月4日までの間、合計4回にわたって審査を実施しました。  
その審査の概要については、次のとおりです。

### 3、提出義務者に対する審査・照会事項及びその回答状況

#### (1)審査用一覧表の作成

提出期限内に提出された報告書について、各項目における前年との違いを明確にするため、また審査の簡素化・効率化を図るために前年と同様に報告書記載内容の一覧表を作成したうえで、まず、本年の報告書の内容を審査し更に一覧表等から前年との比較状況を把握して、必要に応じて報告書で詳細な部分を審査するという形で審査を実施しました。

○平成25年築上町政治倫理条例資産等報告者一覧表  
○提出義務者別「平成25年資産等報告書」一覧表

#### (2)照会状況

審査を効率よく行つたため、審査前に、審査会事務局において報告書の記載もれや記載誤りと思われる箇所の修正・確認依頼及び不足の添付資料の提出依頼をおこないました。

その後、審査会による審査において、報告書の内容で疑問のある点、不明確な項目等について2回に分けて照会をおこないました。  
照会の主な内容は、預貯金増加の理由や減少の使途について、また、貯蓄性保険の不整合部分の説明についてなどです。

#### (3)照会者数

照会日	提出義務者	対象者	回答者
8月6日(1回目)	8人	14人	14人
8月20日(2回目)	7人	10人	10人

#### (4)回答状況

1回目の照会  
・回答状況  
照会を行つた14人全員より期限内に回答がありました。

2回目の照会  
・回答状況  
照会を行つた10人全員より期限内に回答がありました。



## 4、審査方法

例年の審査方法によって、報告義務者から提出された報告書を確認し、その内容の整合性について公正な審査に努めました。その手順は以下の通りです。

### (1) 形式的審査（報告書内容の確認）

提出された報告書に記入された内容項目と添付された証明書類とが合致しているかどうかについて、証明書の内容を照らし合わせながら確認しました。3、(2) 照会状況にある通り、不明確と思われる箇所あるいは書類の不備が認められたものについては、審査前に事務局から報告義務者に対し、訂正依頼および必要資料の提出を依頼しました。加えて、報告書の内容に関する疑義や不明確な項目について、審査会から報告義務者に対して書面による照会および再照会を行いました。そして、当該照会事項への回答内容をさらに精査しました。

### (2) 実質的審査（資産の変動の把握）

形式的審査と同時に、各報告義務者の資産変動の把握を行いました。例えば、不動産につ

ては固定資産評価証明書、預貯金については金融機関によって発行された残高証明書、金銭貸借については契約書、収入については確定申告書の写しの提出を求めるなど、資産変動を正確に算定しました。その上で、実質的審査として過去3カ年の資産報告を基礎資料とし、昨年度との比較審査を行いました。

比較審査において、預貯金に著しい増減が認められる場合、また動産および不動産に著しい増減が認められる場合、あるいは相当程度の収入が有るのに資産変動がない場合などについては、その理由は何か（出所あるいは使途）について報告義務者に照会し、回答を求めました。

## 5、審査結果

報告義務者は、報告書の作成及び審査会の照会に対して、おおむね対応できていました。毎年、報告書の作成においては、報告書の執筆作業だけではなく、添付資料もたくさん準備しなくてはなりません。資料の種類によつては手数料が必要なものもありますが、有料でも添付しなければならぬのです。町長、副町長、教育長、そして町議会

議員と日頃の公務で多忙だと思えますが、彼らが報告義務者としての義務をきちんと毎年果たしているということは、町民の皆さんに是非ご報告すべきことでしょう。

今回の審査で出された意見として、次のような意見がありました。

【資産等報告書の〆切について】  
実は、先に「おおむね」と書いたのは、1名だけ資産等報告書の提出が〆切に間に合わなかったケースがありました。後できちんと提出していただいたので、無事審査することはできました。ただ、多忙な公務の中だとは思いますが、本町の政治倫理条例を常に意識して行動していただきたいと思えます。

【資産等報告書に記載要領を讀むことについて】  
資産等報告書の記載要領を讀むと、報告書には購入した不動産、自動車等の所有、借入金の有無、有価証券の有無、そして税金等の納付状況を書くことになっていきます。ただ、その情報は、報告書を提出する年の「1月1日」現在のものとされています。

【借入金の事情について】  
報告義務者が借入金の返済を順調に行っているか、例えば、もし、借入金返済についての損害等が生じたら、今の報告書の仕組みではそのことは分からず、といった意見が出されました。審査の上では、報告義務者の借入金返済状況についての疑義はありませんでしたが、こうした情報も本町のクリーンな政治のためには必要かもしれませんので、検討いただきたいと思います。

【借入金の事情について】  
報告義務者が借入金の返済を順調に行っているか、例えば、もし、借入金返済についての損害等が生じたら、今の報告書の仕組みではそのことは分からず、といった意見が出されました。審査の上では、報告義務者の借入金返済状況についての疑義はありませんでしたが、こうした情報も本町のクリーンな政治のためには必要かもしれませんので、検討いただきたいと思います。

## 6、添付資料

- (1) 平成25年資産等報告書提出3役・議員名簿
- (2) 平成25年築上町政治倫理条例資産等報告者一覧表
- (3) 提出義務者別「平成25年資産等報告書」一覧
- (4) 審査会の照会に対する対象者からの回答状況

## 7、築上町政治倫理審査会委員名簿

職	氏名	職業
会長	森 裕 亮	専門委員 (大学准教授)
副会長	野 中 貞 祐	専門委員 (弁護士)
委員	上 田 文 博	専門委員 (公認会計士)
委員	柏 木 利 彦	専門委員 (税 理 士)
委員	田 尻 宥 祥	町 民